

# 石川県公報

平成28年10月28日（金曜日）

号 外

（第 86 号）

## 目 次

告 示	
○鳥獣保護区の存続期間の更新	(自然環境課) 1
○休猟区の指定	(同) 2
○特例休猟区の指定	(同) 3
○特定猟具使用禁止区域の指定	(同) 4

## 告 示

### 石川県告示第478号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

平成28年10月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 名称

深見鳥獣保護区

#### 2 区域

輪島市深見町地内の市道深見1号線と一般県道五十里深見線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み林道大箱鉢伏線の起点に至り、同所から同林道を南に進み鉢伏八号橋に至り、同所から十文字山に通じる尾根を東に進み同山に至り、同所から大平（標高314.3m）に通じる尾根を北に進み同大平を経て東谷川に至り、同所から同川を北東に進み通称朝ヶ谷内の尾根に至り、同所から松の木谷川沿いに水落を南東に進み一般県道五十里深見線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み能登町地内の町道北河内5号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道2級大箱北河内1号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道2級当目1号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道当目8号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み林道田代線との交点に至り、同所から同林道を北西に進み、輪島市と能登町との行政区界との交点に至り、同所から北東に進み林道大箱鉢伏線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み林道神田川線との交点に至り、同所から同林道を西に進み林道高鉢線との交点に至り、同所から同林道を北に進み同林道の北東端部から約100m北に進み防衛道路（高洲山東南部）に取り付き、同道路を北に進み市道深見3号線との交点に至り、同所から同市道を北北西に進み市道深見12号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道深見1号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

#### 3 面積

1,449ヘクタール

#### 4 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

#### 5 保護に関する指針

##### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### (2) 指定目的

当該区域は、輪島市深見町と鳳珠郡能登町の境界にある鉢伏山の北東部から南東部に位置し、コナラやケヤキ等の広葉樹林が多く、鉢伏山付近にはブナ、ミズナラ林も見られ、森林性の野鳥の生息及び渡り鳥の繁殖採餌にとって極めて好環境を呈している。また、鉢伏山の南東斜面に当たる区域の森林や溪流は、ミゾゴイ等の希少種

やオオタカ、ハチクマ等の猛禽類の重要な生息地である。このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### 管理方針

豊富な林相等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

### 石川県告示第479号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

平成28年10月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 名称

河合谷休猟区

#### 2 区域

津幡町字上大田地内の国道471号のかほく市と津幡町との行政区界に架かる濁澄橋の津幡町側を起点とし、同所から町道上大田5号線を東に進み三の又谷との交点に至り、同所からかほく市と津幡町との行政区界を北東に進み宝達志水町、かほく市及び津幡町との行政区界との交点に至り、宝達志水町と津幡町との行政区界を北東に進み宝達志水町、津幡町及び富山県高岡市との行政区界との交点に至り、同所から津幡町と富山県高岡市との行政区界を南西に進み一般県道津幡宮島峡公園線との交点に至り、同所から同一般県道を南西に進み主要地方道小矢部津幡線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み国道471号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

#### 3 面積

1,517ヘクタール

#### 4 存続期間

平成28年11月1日から平成31年10月31日まで

#### 1 名称

尾長休猟区

#### 2 区域

羽咋市中央町地内の一般県道232号線と国道249号との交点を起点とし、同所から同国道を北に進み羽咋川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を上流に進み邑知瀧鳥獣保護区との交点に至り、同所から同鳥獣保護区の境界沿いを北東に進み四柳町地内の市道余喜83号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み一般県道函屋酒井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み国道159号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み市道羽咋286号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み一般県道232号線に接続し、同所から起点に至る線に囲まれた区域

#### 3 面積

1,260ヘクタール

#### 4 存続期間

平成28年11月1日から平成31年10月31日まで

#### 1 名称

松波休猟区

#### 2 区域

能登町松波地内の主要地方道能都内浦線と町道松波恋路1号線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み主要地方道内浦柳田線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み珠洲道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み市道719号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道14号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道676号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み町道松波恋路1号線との交点に至り、同町道を南及び南西に進み起点に至る線に囲

まれた区域

3 面積

1,750ヘクタール

4 存続期間

平成28年11月1日から平成30年10月31日まで

---

石川県告示第480号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

平成28年10月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

河合谷特例休猟区

2 区域

津幡町字上大田地内の国道471号のかほく市と津幡町との行政区界に架かる濁澄橋の津幡町側を起点とし、同所から町道上大田5号線を東に進み三の又谷との交点に至り、同所からかほく市と津幡町との行政区界を北東に進み宝達志水町、かほく市及び津幡町との行政区界との交点に至り、宝達志水町と津幡町との行政区界を北東に進み宝達志水町、津幡町及び富山県高岡市との行政区界との交点に至り、同所から津幡町と富山県高岡市との行政区界を南西に進み一般県道津幡宮島峡公園線との交点に至り、同所から同一般県道を南西に進み主要地方道小矢部津幡線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み国道471号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,517ヘクタール

4 存続期間

平成28年11月1日から平成31年10月31日まで

---

1 名称

尾長特例休猟区

2 区域

羽咋市中央町地内の一般県道232号線と国道249号との交点を起点とし、同所から同国道を北に進み羽咋川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を上流に進み邑知濁鳥獣保護区との交点に至り、同所から同鳥獣保護区の境界沿いを北東に進み四柳町地内の市道余喜83号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み一般県道函屋酒井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み国道159号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み市道羽咋286号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み一般県道232号線に接続し、同所から起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

1,260ヘクタール

4 存続期間

平成28年11月1日から平成31年10月31日まで

---

1 名称

松波特例休猟区

2 区域

能登町松波地内の主要地方道能都内浦線と町道松波恋路1号線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み主要地方道内浦柳田線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み珠洲道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み市道719号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道14号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道676号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み町道松波恋路1号線との交点に至り、同町道を南及び南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積  
1,750ヘクタール
- 4 存続期間  
平成28年11月1日から平成30年10月31日まで

---

**石川県告示第481号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成28年10月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 名称  
根上西部特定猟具使用禁止区域

- 2 区域  
能美市と白山市との行政区界と主要地方道金沢美川小松線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南西に進み能美市と小松市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を西に進み海岸汀線に至り、同所から同汀線を北東に進み能美市と白山市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積  
575ヘクタール
- 4 存続期間  
平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

- 
- 1 名称  
美川地区特定猟具使用禁止区域

- 2 区域  
白山市と能美市の行政区界と西川との交点を起点とし、同所から同行政区界を北西に進み北陸自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み一般県道金沢小松自転車道線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み主要地方道金沢美川小松線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み手取川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を下流に進み北陸自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み白山市鹿島町と同市石立町との字界との交点に至り、同所から同字界を東に進み主要地方道金沢美川小松線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み手取川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を上流に進みJ R北陸本線との交点に至り、同所からJ R北陸本線を南西に進み手取川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を上流に進み西川との交点に至り、同所から同川を上流に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積  
220ヘクタール
- 4 存続期間  
平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

- 
- 1 名称  
千里浜特定猟具使用禁止区域

- 2 区域  
羽咋市兵庫町地内の国道415号と国道249号との交点を起点とし、同所から一般県道232号線を西に進み海岸汀線との交点に至り、同汀線を北に進み羽咋川の下流との交点に至り、同所から同川を上流に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

- 3 面積  
130ヘクタール
- 4 存続期間  
平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

